

2024年11月14日

各位

J A三井リース株式会社

2025年3月期半期報告書の提出期限延長申請の提出に関するお知らせ

当社は、以下のとおり企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長申請を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書
第17期（2025年3月期）半期報告書
2. 半期報告書を提出すべき期間の末日（提出期限）
2024年11月14日
3. 延長後の提出期限
2024年12月13日（提出期限後29日間）
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の海外連結子会社PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia（以下、「MLCI」といいます）において、仲介手数料や販促費等に関する不正取引事案が判明しました。これを受けて関連する必要な調査及び監査法人による追加的な監査手続が必要になりました。

今後、外部の調査機関等による調査や他件調査、調査結果の分析を行い、当社連結決算への影響評価及び再発防止策に関する調査報告書を作成し、並行して会計監査人による調査報告書の内容の十分性・妥当性の検討及び結論形成に至るまで、合計で29日間を要します。

なお、前記の調査体制は、MLCIにおいて社外から派遣・選任された委員による独立性・客観性を担保した調査委員会を設置するとともに、当社においても社内調査委員会を設立する予定であり、いずれも外部弁護士をはじめとする外部の専門家を起用いたします。

以上の取組みを実施するうえで、半期報告書を提出期限内に提出することが困難となることから提出期限を延長申請することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る承認申請書が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様を始め、お取引先の皆様には多大なるご心配をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

J A三井リース株式会社 経営管理部 広報 I R室

電話：03-6775-3002 MAIL：JAMLDG1114@jamitsuilease.co.jp